

「災害時における道路災害応急対策業務等に関する協定」締結の公募

次のとおり協定締結を希望する者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料作成要領を交付しますので、技術資料を作成し提出願います。

技術資料を提出した者の中から要件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

令和３年１月１２日

国土交通省関東地方整備局
高崎河川国道事務所長 福井 貴規

記

１．協定の概要

- (１) 名称 災害時における道路災害応急対策業務等に関する協定
- (２) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所管内（必要と認めるときは、業務実施区間外の協力含む）における道路施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し又はおそれがある場合、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、労力等の確保及び動員の方法等必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (３) 内容 協定書及び協定区間は別紙１及び別紙２のとおり
- (４) 期間 令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

２．応募資格

- (１) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (２) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 31・32 年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかに認定され、令和 3・4 年度一般競争（指名競争）参加資格審査のうち定期受付において申請を行い受理されている者で、令和 3 年 4 月 1 日に認定がなされる者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (３) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(２)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (４) 群馬県内又は埼玉県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所（経常建設共同

企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が群馬県内に有すること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）を有すること。ただし、群馬県内に職員常駐基地等及び資機材拠点（資機材は協力会社含む）を有すること。

- (5) 平成17年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した群馬県内又は埼玉県内での道路に関する一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事のいずれかの請負額2,500万以上の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限り）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料作成要領の交付

- (1) 交付開始 令和3年1月12日（火）から
- (2) 交付方法 高崎河川国道事務所ホームページ（※）からダウンロードして入手することとする。

※事務所ホームページアドレス（<https://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki>）

（社会情勢を踏まえ直接交付は行いません）

4. 技術資料の作成に関する事項

技術資料に記載する項目及び技術審査における審査項目は次のとおりとする。なお、具体の記述や詳細については、以下によること。

- (1) 本店、支店、営業所、群馬県内基地等の所在地
- (2) 過去の同種工事の施工実績（群馬県、埼玉県実績含む）
- (3) 自社の有資格技術者数及び群馬県内参集等支援可能技術者数
- (4) 災害出動要請時に出勤する作業員の配置状況
- (5) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況
- (6) 災害時に使用する建設資材の保有及び備蓄状況
- (7) 希望する協定締結区間及び希望の理由、支援会社締結希望有無
- (8) 資機材の主な拠点から希望協定区間までの距離
- (9) 過去の災害応急対策協定などの実績
- (10) 災害時の基礎的事業継続力の認定状況

5. 技術資料の提出

技術資料は、原則郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る）によることとするが、やむを得ず持参する場合は下記の通りとする。郵送の場合は受領期間内必着とする。

- (1) 受領期間 令和3年1月12日（火）～令和3年2月2日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

- (2) 提出場所 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 防災課（担当：菅野）

〒370-0841 高崎市栄町6-41

TEL 027-345-6044

FAX 027-345-6094

6. 技術資料の作成、提出、審査に関する事項

- (1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として以下の書類を提出すること。

- ① 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。
- ② 次表 7）で記載した、本店等から希望協定区間までの距離（道程）を着色した図面を提出すること。
- ③ 次表 8）の過去の災害応急対策協定又は契約締結等の実績として記載した、協定書又は契約書等の写しを提出すること。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 過去の同種工事の施工実績	(様式－ 2) - 平成 17 年 4 月 1 日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、国又は群馬県、埼玉県発注工事で群馬県内又は埼玉県内での道路に関する一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事で請負額 2, 500 万円以上のうちいずれか代表的なものを 1 件記載する。代表的は施工実績 1 件の選択にあたっては、下記により、工事を 1 件選択して記載すること。 - 国実績、群馬県実績、埼玉県実績 - 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が 20 % 以上の工事に限る。
2) 自社の有資格技術者数	(様式－ 3) - 自社の有資格技術者の人数を記載する。 - 災害時に群馬県内事業所等に参集し高崎河川国道事務所の災害業務に支援可能技術者数を（ ）に内書き記載 - 技術者は技術士、1 級土木施工管理技士、2 級土木施工管理技士及び 1 級建設機械施工技士、2 級建設機械施工技士、1 級造園施工管理技士、2 級造園施工管理技士のいずれかの資格保有者とする。 - 技術者の人数は、協力会社等は含まず、真に自社に所属する上記のいずれかの資格を保有している社員の実人数を記載すること。
3) 災害出動要請時に出勤する作業員の配置状況	(様式－ 4) - 災害時（雪害含む）に出動可能な作業員（オペレーター含む）の参集先及び人数を記載する。 - 記載する作業員は、社員又は協力会社で確保のいずれでも良いが、災害時に出勤可能な確保体制（理由）を併せて記載する。 - 記載する作業員の人数は単に社員や協力会社社員などの社

	員数を記載するのではなく、本協定期間における、高崎河川国道事務所管内の災害時に確実に出勤可能な人数を記載すること。
4) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況	(様式－５) ・ 災害時（雪害含む）に群馬県内で確保可能な建設機械の保有及び手配状況として、機械種別、台数、所有者、保管場所を記載する。 ・ 記載する機械は、自社保有又は協力会社及びリース会社で保有のいずれでも良いが、災害時に確保可能な体制（理由）を併せて記載する。 ・ なお、記載する建設機械は単に会社で保有している又はリース契約等がある建設機械を全数記載するのではなく、本協定期間における高崎河川国道事務所管内の災害時に確実に使用できる建設機械及び台数を記載すること。
5) 災害時に使用する建設資材保有及び備蓄状況	(様式－６) ・ 災害時に群馬県内で確保可能な建設資材の保有及び備蓄状況として下記の代表資材の数量を記載する。 ・ 記載する資材は、自社保有又は協力会社などで保有のいずれでも良いが、災害時に確保可能な確保体制（理由）を併せて記載する。 ・ 記載する代表資材は下記のとおり。 ①土砂（砂）（m³） ②碎石類（m³） ③大型土のう袋（袋） ・ なお、記載する資材は単に会社で保有している又は協力会社等が保有している全数量を記載するのではなく、本協定期間における高崎河川国道事務所管内の災害時に確実に使用できる数量を記載すること。
6) 希望する協定締結区間及び希望の理由 支援会社締結希望の有無	(様式－７) ・ 協定締結を希望する協定区間、本店等から希望工区までの距離及び希望する理由を記載する。 ・ (様式－７)のほか、位置及び距離算定の対象とした経路を着色した図面を別途添付すること。（市販道路地図等に所在地記載、経路（道程）の着色で良い※地図利用の場合引用書きを記載すること） ・ 希望する協定区間は、複数区間記載可能（最大５区間まで）とし、希望順位をつけて記載する。 ・ 工区担当に選定されなかった場合、支援会社としての選定希望有無を記載する。
7) 資機材の主な拠点から希望協定	(様式－８) ・ 資機材の主な拠点から希望する協定区間までの距離(道程)

区間までの距離	を記載する。 ・（様式－８）のほか、資機材の主な拠点の位置及び距離算定の対象とした経路を着色した図面を別途添付すること。（市販道路地図等に資機材の主な拠点所在地記載、経路（道程）の着色で良い※地図利用の場合引用書きを記載すること）添付地図は、様式－７に添付する図とまとめても良い。 ・ 複数区間を希望した場合は、希望した全区間への距離が分かるように記載すること。
８）過去の災害応急対策協定などの締結実績	（様式－９） ・ 令和２年４月１日以降、技術資料提出期限日までの行政機関等との間における、本協定と同様もしくは類似する災害協定などの締結状況として記載された協定等がある場合には、その締結機関を審査する。
９）災害時の基礎的事業継続力認定の有無	（様式－１０） ・ 技術資料提出期限日における「建設会社における災害時の事業継続力認定」に基づく、基礎的事業継続力認定企業として関東地方整備局から認定証の交付を受けている実績を記載する。 ・ 認定証の交付を受けている場合は、認定年月日を記載する。 ・ 認定証の写しを添付すること。

（２）技術審査における審査項目及び選定の着目点は次のとおりとする。

審査項目	審査の着目点
１）過去の同種工事の施工実績	・ 平成１７年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、群馬県内又は埼玉県内での道路に関する一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事で請負額２，５００万円以上のうちいずれか代表的なものとして記載された施工実績を審査する。 ・ 国実績、群馬県実績、埼玉県実績の順に優位に評価する。 ・ 同種工事の施工実績が無い場合は選定しない。
２）自社の有資格技術者数	・ 自社の有資格技術者数を審査する。 ・ 有資格技術者数の多いものを優位に審査する。 ・ 技術者を一人も保有していない場合は選定しない。 ・ 内書き技術者数は工区同評価複数者の場合選定２次評価時の審査に適用する。
３）災害出動要請時に出動する作業員の配置状況	・ 災害時に出動可能な作業員（オペレーター含む）の配置状況として記載された出動可能人数を審査し、人数が多いものを優位に審査する。 ・ 災害時に作業員が一人も出動できない場合は選定しない。

4) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況	・ 災害時に確保可能な建設機械の保有及び手配状況として記載された自社保有又は協力会社及びリース会社で確保する建設機械の合計台数を審査する。 ・ バックホウ、小型ブルドーザー、ショベルローダー、ダンプトラック、移動式クレーン等の大型建設機械の合計台数の多いものを優位に審査する。 ・ 災害時に確保可能な建設機械が1台も無い場合は選定しない。
5) 災害時に使用する建設資材保有及び備蓄状況	・ 災害時に確保可能な建設資材の保有及び備蓄状況として記載された代表資材（土砂類、碎石類、大型土嚢袋）の数量を審査する。 ・ 保有数量の多いものを優位に審査する。
6) 希望する協定締結区間及び希望の理由	・ 協定区間の希望理由を協定区間選定の参考とする。 ・ 複数区間を希望している場合は、希望順位の高い区間から審査し、1区間選定された場合、次の希望区間については、まだ1区間も選定されていない者を優位に審査する。
7) 資機材の主な拠点から希望協定区間までの距離	・ 資機材の主な拠点から希望する協定区間までの距離（道程）を審査する。 ・ 距離が近いものを優位に審査する
8) 過去の災害応急対策協定などの締結実績	・ 令和2年4月1日以降、技術資料提出期限日までの行政機関等との間における、本協定と同様もしくは類似する災害協定などの締結状況として記載された協定等がある場合には、その締結機関を審査する。 ・ 上位機関を優位に評価する。
9) 災害時の基礎的事業継続力認定状況	・ 技術資料提出期限日における「建設会社における災害時の事業継続力認定」に基づく、基礎的事業継続力認定企業として認定され関東地方整備局から認定証の交付を受けている実績を審査する。 ・ 認定証の交付を受けているものを優位に審査する。

7. 協定締結者の選定に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

- ① 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定しない場合があるので注意されたい。
- ② 協定区間は、協定締結区間の希望及び理由、資機材の主な拠点からの距離などを参考に決定するが、同一協定区間に複数の希望者がいた場合は、技術資料項目の審査結果により、上位のもの1社を選定する。
- ③ 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合または、予定する協定区間

に希望者がいない場合は、希望区間以外の区間を担当してもらう場合や希望区間に加えて複数区間を担当してもらう場合がある。その場合は、ヒアリングを実施し、希望区間以外の協定締結意志を確認して決定する。

- ④ 選定工区数を越えた応募があり、工区選定されなかった者で、公募要件を満足している場合、協定に基づく支援を行うことを主とする「支援会社」で締結を希望することも出来る。支援範囲は第1希望工区及び隣接工区の支援を基本とするが、複数社重複する場合は、他工区支援についてヒアリングにて協定締結意志を確認して決定する。

(2) ヒアリングの実施

技術資料の提出後、必要があればヒアリングを実施する。実施する場合は、別途実施する旨の連絡を行う。社会情勢を考慮し電話にて実施する場合がある。

- ・実施場所 高崎河川国道事務所
- ・実施日時 令和3年2月中旬～令和3年2月下旬の休日を除く指定する日時（予定）（別途連絡する）
- ・内 容 技術資料の内容及び協定区間の協議
- ・出席者 技術資料の内容を把握し、責任ある回答のできる方

(3) 協定締結者への通知

- ① 「災害時における道路災害応急対策業務等に関する協定」に選定した者には、郵送により書面をもって通知する。
- ② 選定通知は、令和3年3月3日（水）を予定する（発送予定）

8. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち工区協定締結者として選定しなかった者でかつ支援会社としての希望しない者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）を書面をもって通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、高崎河川国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) （2）の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
- ・受付窓口 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 防災課（担当：菅野）
〒370-0841 高崎市栄町6-41
TEL 027-345-6044
 - ・受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで
- (4) （2）の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) （2）の非選定理由について説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に書面により回答する。

9. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。

- (4) 受領期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本交付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせ先は次のとおりとする
〒370-0841 高崎市栄町6-41
関東地方整備局 高崎河川国道事務所 防災課（担当：菅野）
TEL 027-345-6044

10. その他

- (1) 災害活動時の災害補償を考慮し「法定外労働災害補償制度」に加入をお願いすることとしております。当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険です。応募時は未加入でもかまいませんが協定書第9条（契約の締結）に当たっては、法定外労働災害補償制度に加入している必要があります。
活動費用相当に掛かる当該保険料については、協定書第19条支払いに見込まれます。
- (2) 本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域精通度・地域貢献度」の項目に加算評価されるものである。
- (3) 本協定において、東京23区内震度6弱以上の発生、又は発生の恐れがある場合等において、協定を希望する者は、高崎河川国道事務所管内のほか、県外を含む業務実施区間外へ可能な限り対応協力をして頂く場合がある事をご理解の上、技術資料の提出をお願いします。